

令和5年 広報あま

12月10日は「人権デー」  
12月4日～10日「人権週間」です。

※1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、  
国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としています。  
国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」と  
して、全国的な啓発活動が行われます。



# 人権週間特集号



令和4年11月27日 人権講演会出演 竹下景子さん 圓周寺住職 小笠原英司さん 当日撮影



実は知らないかも .....	2
人権擁護委員、人権ふれあいセンター .....	3
啓発活動強調事項 .....	4
人権3法 .....	6
人権作文 .....	8
こどもの人権 .....	10
ハンセン病知ってますか、アイヌ民族知っていますか .....	11
LGBTとSDGs .....	12
インターネットによる人権侵害 .....	13
男女共同参画社会、本人通知制度 .....	14
本人通知制度登録申込書 .....	15

～人権啓発キャッチコピー～  
「誰か」のこと じゃない。

# 実は知らないかも... 人権のこと

## 人権って？

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。

また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

(第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画1ページより)

## 世界人権宣言 (抜粋)

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

## 日本国憲法 (抜粋)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (抜粋)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## あま市人権尊重のまちづくり条例 (前文) 令和3年3月25日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害(障がい者差別、外国人差別、部落差別等)が存在し、社会情勢の変化等により、インターネット上の誹謗中傷等による人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとり、人権教育、人権啓発等により自らの人権意識を高め、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

# 人権擁護委員を知っていますか？

市では、法務大臣により委嘱された人権擁護委員が活動しています。

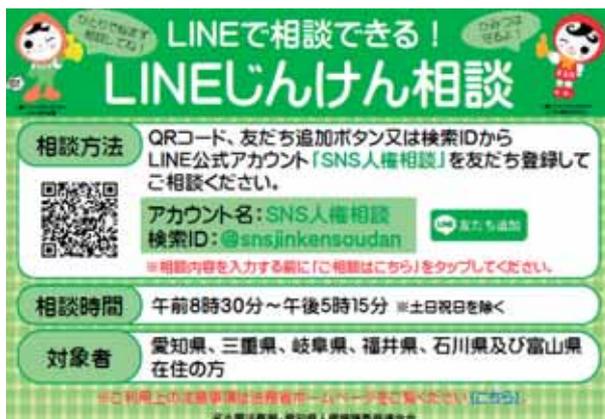
## 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心と理解を深めてもらうために、様々な啓発活動を行っています。また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題に対し、法務局や市役所などで人権相談に応じています。

## 相談窓口のご案内

毎月第3金曜日（祝日の場合は前日）に人権擁護委員による人権相談を開催しています。予約不要で相談内容等の秘密は厳守いたします。広報や市ウェブサイトにて、ご確認ください。

また法務局にて各種相談が受けられます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



LINEで相談できる！  
**LINEじんけん相談**

**相談方法** QRコード、友だち追加ボタン又は検索IDからLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。  
アカウント名: SNS人権相談  
検索ID: @snsjinkensoudan

**相談時間** 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く

**対象者** 愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県及び富山県在住の方



あなたの街の相談パートナー  
**人権擁護委員**

ひとりで悩まずご相談ください！  
秘密は守ります。相談は無料です。

**人権相談** 法務局などでは、相談の窓口から、いじめ・差別などの人権に関する相談に対し、問題解決のお手伝いをします。

**人権啓発** 地域自治体や企業・個人・団体へ、相談室への人権への理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。

**調査啓発** 人権を侵害された方への被害者からの苦情などを受け、法務局職員と協力して調査を行います。

●差別を受けた  
●暴力・虐待を受けた  
●セクハラ・パワハラを受けた  
●いじめ・体罰を受けた  
●インターネット上の誹謗中傷など

**6月1日は人権擁護委員の日です。**

0570-003-110  
0120-007-110  
0570-070-810

## 『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の東部にある人権ふれあいセンターでは、1階に図書室や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階、3階では、ダンスや手芸、歌謡等の講座を開催しています。

展示スペースでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師小笠原登博士の遺品・遺稿を展示しています。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えています。是非ご来館ください。

- <住所> あま市西今宿平割二32番地
- <開館時間> 午前9時から午後5時まで（日曜、祝日、年末年始は休館）
- <電話> 052-444-5393



# 令和5年度 啓発活動強調事項

## (1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (2) こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。こどもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

## (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

## (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穩が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

## (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

## (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

## (16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

# 差別を解消することを目的にした3つの法律（人権3法）をご存じですか？

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）**」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

### ●障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。

#### ○不当な差別的扱いの禁止とは？

学校の受験、入学を断ることや受付の対応をしないなど、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件を付けることなどが禁止されています。

また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、納得を得られるよう努める必要があります。正当な理由としては、安全を確保するため、経済面の保全のため、行為の本来の目的や内容を維持するため、損害の発生を防止するため、などが挙げられます。

#### ○合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

また、本人が意思の表明を行うことができず、家族などの支援者が意思の表明を行う場合や表明がなくても合理的配慮の提供が必要だと考えられる場合も、配慮を行うことが必要と言えます。



### あま市では、手話通訳者を設置しています。

#### 【設置場所】

障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 052-485-5980

#### 【設置時間】

毎週火曜日 午前9時から正午まで

毎週木曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

## 本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律

「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）**」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

#### ○ヘイトスピーチって何なの？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（「人権擁護に関する世論調査資料」より）。

例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

### ○基本理念

国民は、ヘイトスピーチのない社会の実現に寄与するよう努める。

### ○国の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する施策及び地方公共団体の施策推進のための助言等の措置を講ずる。

### ○地方公共団体の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。



## 改正入管法を知っていますか？

出入国管理及び難民認定法が改正され、2019年4月1日より施行されました。在留資格に「特定技能」が創設されたことにより、多くの外国人労働者が入国することで、深刻な人材不足を解消することを狙っています。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化を認め合い、尊重し合う多文化共生社会の実現が求められています。

## 外国語人権相談ダイヤル

名古屋法務局 ☎ 0570-090911

平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語  
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語  
タイ語

# 部落差別の解消の推進に関する法律

## 部落差別解消推進法

平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律 (いわゆる「部落差別解消推進法」)**」が施行されました。現在も部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネットへの差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの確認のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

この法律では、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

### ○国の責務

部落差別の解消に関する施策を講じる。

- 1 地方公共団体が必要な情報の提供・指導・助言を行う。
- 2 相談体制の充実を図る。
- 3 教育及び啓発を行う。

### ○地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講じるよう努める。

- 1 相談体制の充実  
部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発  
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

## 人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。

## 部落差別 (同和問題) に関すること

名古屋法務局人権擁護部	☎ 052-952-8111
名古屋法務局津島支局	☎ 0567-26-2423
愛知県県民文化局人権推進課	☎ 052-954-6167
あま市市民生活部人権推進課	☎ 052-444-0398
あま市人権ふれあいセンター	☎ 052-444-5393



## 「外国人に対する思い」

あま市立甚目寺南中学校三年  
小野 麻亜子

みなさんは街中で外国人の方を見かけたらのような感情を抱きますか？ 私は、複雑な気持ちになることがあります。日本を楽しんでくれていることは嬉しいのですが、ロシアのウクライナ侵攻などもあり、このまま、「日本」という国が、他の国の土地になってしまおうのではないかな不安な気持ちもあります。

これは、私が熱田へ行ったときの話です。私の家から熱田へは、車で行くこととなると、そこそこ時間がかかります。なので電車で行くことになりました。その後、熱田で用事を終え、帰りの電車に乗ったときのことでした。ある二人の外国人の方が座っているのを見ました。そのときふとその二人が何も言わず立ちました。初め、私は、電車を降りるものだと思いますでしたが、二人を目で追っていくと、二人はつり革につか

まりました。私は不思議に思って周りを見たしてみました。すると、高齢者の方が複数名いるのに気づきました。そこで初めて私は「二人は高齢者の方に席をゆずったんだ。」と分かりました。このとき私は、それまで抱いていたモヤモヤしたものが、かき消されたようにも感じました。そして、「外国人の人にも、こんな親切な人達がいるんだ。」と気づくことができました。

私は、日本で暮らす、または観光客として日本に来ている外国人の人達を色眼鏡で見えてしまっていました。私の他にも、そういう人がいるんじゃないかと思えます。それは北方領土の占領や、ロシアのウクライナ侵攻などもあり、仕方のないことかもしれません。ですが、それだけで「外国人はみんなこうだー」みたいな色眼鏡で見るのは良くないんじゃないかと思うようになりました。私が電車で見た二人のように、異なる国の人にも親切に接する人達もいます。そう考えると、私はとても救われた気持ちになります。今の世の中、人々を不安にさせるニュースを多く

耳にします。そのため、私は外国人に対して、不信感を抱いてしまっていました。ですが、よく周りを見てみると、日本にも優しい心をもった外国人の方がたくさんいることが分かります。日本人の中にも、倫理に反する行いをする人がいます。私は、そのような人にさきほどの外国の方を見習ってほしいと思っています。そうすれば、お互いがお互いを思いやれる人達であふれると思います。しかし、そんなことが実現するのは難しいことです。なので、まずは私が、異文化の人に優しくできる人になりたいと思いました。

ここから私は、言語や文化が異なる人達とも通じ合えるんだな、と感じました。電車の中で見た二人のように異文化の人にも親切に接することは、難しいことだと思っています。ですが、日本の中には外国の方に対して、「親切に接する」ことをしない人もいます。そのような人達に、私の体験談を知ってほしいです。異文化の人達とも協調できる、そんな世の中になってほしいと、私は思っています。

この体験を経て、今は、「外国人は怖い」などの色眼鏡で見るのはおかしいと思います。外国人にも親切な方はたくさんいます。その中で先入観にとらわれずに、「誰にでも」親切に接することができる、そんな人が一人でも多く増えてくれることを願っています。そのために、グローバル化が広まってくれれば良いなと思います。経済・文化など、たくさんの方の面で、外国の方と協力してよりよいものをつくりあげていける機会が今より増えることを願っています。



# 人権に関する作文の紹介

## 「再スタート」

あま市立七宝中学校三年

星野 美玖

小学生の時だった。コロナが流行り始めて学校が休みになって次に学校に行く時にはみんながマスクをしていた。距離もコロナ前より遠くなっていた。学校で会うよりも電話やメッセージのやりとりの方がみんなと話しやすかった。中学生になってみんながマスクをはずし始めたのに、私ははずせなくなってしまう。ある日友達に「暑くないの?」「体育もはずさないの?」と言われてしまった。もう大丈夫かなとはずしてみたらマスクをしているよりも息が苦しくなった。私を見ている全員が私のマスクの下をみて何を思っているのか。悪口を言われているのか。

ちゃんと笑っているのか。気になりすぎてマスクをしていた方が楽に思えた。自分に変なのかなと悩んだ。何日も何日も。でも答えは見つからなかった。家族という時は大丈夫なのに。

中学三年生になった時にマスクに対する気持ちや友達のある言葉が変わった。保育園からの友達が「暑いよね。私もマスクははずしたくなかったよ。」と「なんではずしたの?」と聞いてみた。そしたら友達は「本当はみんなだつてはずしたくたはずしての訳じゃないと思うよ。小学校の時みたいに上手く笑えてなくてもみんなは笑ってくれるし、口元でみんなが察してくれる時もある。私は自分の気持ちをかき消したいわけじゃなくて、昔みたいにみんなと何気ないことで笑い合いたいんだよね。」と笑って言ってくれた。私は本当にそうだと思った。六年の修学旅行

行も中二の野外活動もすべてがマスクでみんなの表情が見えなくて、毎日会っていた友達に会えない期間が半年もできてみんながみんな不安でいっぱいだったんだって思うことができた。その後は体育の時、部活の時など少しずつ少しずつマスクをはずしていった。夏になって暑くてクラス全員がはずしはじめた時に私もはずしてみた。一日、二日、一週間、一ヶ月、もう息が苦しくなることも、自分の表情を気にすることもなくなつて三年の修学旅行ではマスクをはずして全力で楽しむことができた。みんなの笑っている顔、少し不安そうな顔、ねむそうな顔すべてが四、五年ぶりに見る顔だった。すごく新鮮で「ああ、やつともどつてきたんだ。」と思つてしまった。

私はこの事があつてから、一人ひとりの違いについて考えることが増えた。私にも私の友達にも全く知ら

ない人にも少しずつだけ悩んでいることがあつてそれぞれ向かい合つて毎日生きていること。今までの歴史で公害や感染症でさまざまな差別や偏見が「世界一安全な国」と言われている日本でも起きている。世界一なのにこんなにも差別や偏見があつていいのだろうかと思つた。

今、世界では色々なことが各地で起きている。戦争、病気、国同士の経済。すべてが簡単に解決するとは思つていない。だけど私のように急に自分を見つけれなくなつてしまった人や自分自身が分からなくて悩んでいる人を、私はこれからの人生で助け合つていきたいと思う。

# こどもの人権

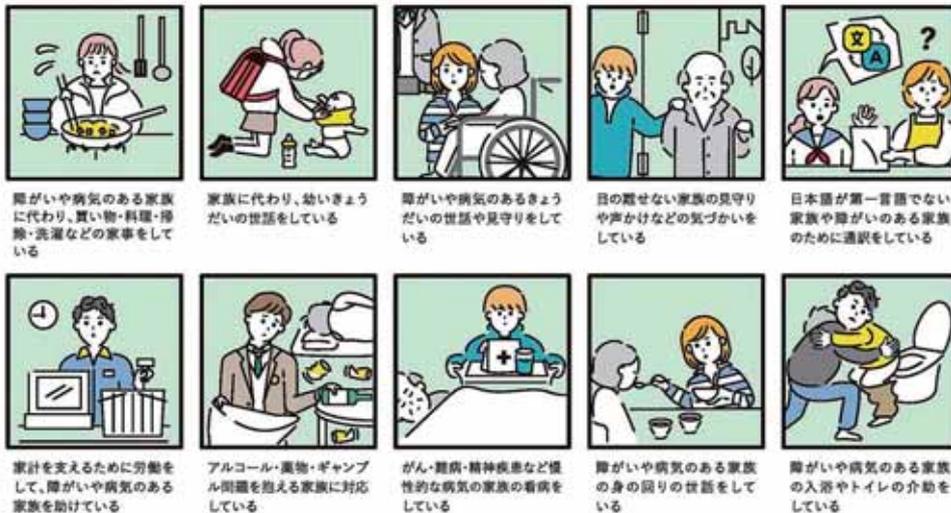
## ヤングケアラーについて知っていますか？

### ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがあります。

### ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



こどもみんなの  
こども家庭庁

### ヤングケアラーに関する相談窓口

- ◆市の相談窓口 子ども福祉課 ☎ 052-444-3173
- ◆その他の相談窓口 児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
- 24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310

## ～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいるこどもがたくさんいます。このような現実を目を向けた世界の国々は、平成元年（1989年）国連において、世界中のこどもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）を採択しました。日本も国内におけるこどもの人権尊重への取組を強めることと、こどもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、こどもの貧困問題など、こどもの人権は、近年深刻な状況にあります。こどもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

あま市では  
「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」  
を設置しております。

- ◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会  
児童虐待（子ども福祉課）  
☎ 052-444-3173
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応  
☎ 189

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください **通話料無料**

児童相談所  
虐待対応ダイヤル **189**

子育てに悩んだら、気軽にお電話ください **通話料無料**

児童相談所  
相談専用ダイヤル **0120-189-783**

# ハンセン病のこと知っていますか？

## Q ハンセン病ってどんな病気？

**A** ハンセン病は、らい菌による感染症で、おもに皮膚や抹消神経がおかされる病気です。熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、やけどや傷ができてても分からなかったりすることがあります。

しかし、菌自体の毒性は少なく、感染力もたいへん弱いので、ほとんど感染することはなく、たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。現在では、薬によって確実に治せます。

## Q なぜ差別されたのか？

**A** ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンがらい菌を発見し、感染症であることが分かったハンセン病は感染力がとて強い病気で、しかも遺伝する病気だと誤解され、感染することを恐れた人たちによって、ハンセン病の人たちや家族は、社会から疎外されるなどの差別をうけました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。

## Q 療養所の今は？

**A** 現在は、全国で812名（令和5年5月1日現在）の方が全国14か所の療養所で生活をしています。入所者は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりましたが、高齢化、後遺症、偏見・差別などのために、多くの方が療養所での生活を余儀なくされています。入所者は、後遺症を抱えながら、自由に生きるための努力をされています。

## ハンセン病強制隔離に抗した 医師 小笠原 登

強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会総会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきこと、らいは不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。

しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマンイズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。



あまし人権ふれあいセンターでは、旧甚目寺町出身の医師でハンセン病患者に対して献身的な治療を行い、人間回復に生涯を捧げられた故小笠原登博士（名誉町民）の功績を称えて、遺品・遺稿の展示をしております。

# ～アイヌ民族を知っていますか～

アイヌ民族は北海道を中心に暮らしてきた日本における先住民族です。狩猟、漁労等を生業として、アイヌ語を話すなど独自の文化を築いていました。しかし明治維新以降の「北海道開拓」によって独自の文化や風習を禁止されてしまいました。さらに明治政府は1899年に「北海道旧土人保護法」を制定し、土地の付与をはじめ、医療、教育などの保護政策を柱とする同法に基づき、同化政策※を推し進めました。この政策は約100年続き、アイヌ民族は長く人権侵害をされてきました。

1997年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、「北海道旧土人保護法」は廃止されました。さらに平成31年4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。真の共生にむけて、国や地方自治体の取組が進められています。

※支配民族が少数民族固有の言語、文化、風習などを抑圧し、自分たちの生活様式、考え方と一体化しようとする政策

# 「LGBT理解増進法」施行（令和5年6月23日）

## 主なポイント

### ★基本理念★

「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあてはならない」

### ★具体策★

- ・政府に性的少数者らへの理解を進める基本計画の策定・実施状況の毎年の公表
- ・自治体や企業、学校に相談体制整備の努力義務
- ・関係省庁の連絡会議の設置

## 多様な性について考えよう！

### Lesbian

【レスビアン】

女性同性愛者

### Gay

【ゲイ】

男性同性愛者

### Bisexual

【バイセクシュアル】

両性愛者

### Transgender

【トランスジェンダー】

性別越境者

LGBTとは

L=レスビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーの頭文字をとった性的マイノリティの総称のひとつです。

他にも恋愛や性愛の対象を持たないAセクシュアル、自身の性自認や性的指向が定まっていないクエスチョニングの方など多様な性のあり方があります。

## S O G I 性的指向と性自認

LGBTという言葉で性的マイノリティの認知が広がりましたが、LGBT以外にも様々なセクシュアリティがあり、すべてのセクシュアリティを包括することが出来ないため、最近では**性的指向と性自認 (Sexual Orientation & Gender Identity)**を略して、**SOGI**という言葉が使われています。

性的指向は「どんな性を好きになるか」、性自認は「自分自身のセクシュアリティ (性のあり方)をどのように認識しているか」という意味になります。

LGBTは、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、それぞれの人を表す言葉ですが、SOGIが示している「性的指向」と「性自認」は、LGBT当事者だけでなく、すべての人が持ち合わせています。

法務省電話相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

法務省インターネット人権相談受付窓口

<http://www.jinken.go.jp>

## 誰ひとり取り残さない

これはSDGsの基本理念を示す言葉です。



2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そこに含まれるSDGs（持続可能な開発目標）17目標・169ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取組が進められています。SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。

SDGsが含まれる「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」はそれを象徴しています。「2030アジェンダ」には世界人権宣言など人権への言及も多く含まれています。

# インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があり、完全に削除することは難しいことから、人権を侵害する悪質な情報の掲載については、法的な対応や、業界の自主規制による対策が講じられています。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけることが必要です。

## 『悪質な差別ホームページ』を刑事告発!!

各種新聞でも取り上げられました。

平成19年に「B地区によろこそ in 愛知県」という差別的HPを作成した男性が逮捕された事件がありました。

未指定地区を含む被差別部落の写真を取り、コメントをつけたり動画を挿入しているもので、地区内の企業に対して「あやしげな会社」と書くなど、差別と悪意に満ちた内容だったためです。

こうした電子空間上の差別書き込みは、作成者が全く分からず、匿名による書き込みの中で被差別体験を生み、仕事や生活までもが脅かされていきます。

このような悪質なサイトを見つけた際には、あま市役所人権推進課までご連絡ください。

### ◆インターネット上で差別を助長するような書き込みを見つけた場合

あま市役所人権推進課 ☎052-444-0398

### ◆法務省電話相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

### ◆法務省インターネット人権相談受付窓口

<http://www.jinken.go.jp/>



### ◆インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット・ホットラインセンターURL(警視庁や法務省人権擁護機関とも連携)

<http://www.internethotline.jp/>

# 「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）のことをいいます。

簡単に言うと「男性だから女性だからといったことにとらわれずに、その人の個性や能力が十分に発揮できる社会」ということです。一人ひとりが家庭、学校、地域、職場などで男女共同参画の実現に向け、お互いを尊重しましょう。

## ●男女共同参画実現のために



ワーク・ライフ・バランス  
シンボルマーク

「ひとつ」という言葉は、試みに「まずは～してみよう」という意味と、数字としての「1つ」として、「できることをまず1つ」という意味を持っています。現状を「変える」というちょっと勇気があることを「カエル!」と称して誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌を持って呼びかけています。

### ※ワーク・ライフ・バランスとは

仕事（ワーク）と家庭や地域生活（ライフ）の調和（バランス）のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現すれば、仕事にやりがいや充実感を持ち、家庭や地域生活においても、多様な生き方が選択できるようになると言われています。

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。主な手法として、クオータ制度（性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる）やメンター制度（上司とは別に指導・相談役を担うこと）などがあります。

### ◎女性のための相談窓口

あま市子ども福祉課	☎ 052-444-3173
愛知県女性相談センター	☎ 052-962-2527
愛知県女性相談センター海部駐在室	☎ 0567-24-2134
ウィルあいち相談コーナー	☎ 052-962-2614

## 事前登録型本人通知制度に登録しましょう！

### 不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。➡

### 受付及び問合せ窓口

市民課 (☎ 052-444-3167)

様式第1号 (第4条関係)

# あま市本人通知制度登録申込書

年 月 日

あま市長 様

申込みに みえた方	住 所	〒 -		
	氏 名			
	連絡先			
申込者の区分		1 本人	2 法定代理人	3 代理人

あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名 (住民票の写し等 に記録のある者)	フリガナ -----			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
住 所	〒 -			
本 籍		筆頭者		
連 絡 先				

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人			
氏 名	フリガナ -----			
住 所	〒 -			
連 絡 先				

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提示し、又は提出してください。

- あなたが本人であることを証明する書類 (個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- あなたが法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状と委任者の本人確認書類 (コピー可))

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照 合	本人等の確認書類		備考
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 事前登録による住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この申込書により申込みをし、登録された方に係る住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

また、その方が住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、申請をいただくことにより証明書（※3）を交付します。

  - ※1 住民票の写し等とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。
  - ※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。
  - ※3 証明書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、あま市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 第三者に住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書とご本人であることが確認できる書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて、あま市市民生活部市民課まで申請してください。
- 4 証明書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として200円が必要です。
- 6 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - （1）登録を希望される方又は登録された方が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
  - （2）他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、あま市住民票の写し等交付通知書、ご本人であることが確認できる書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 9 転出又は転居等により、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 10 なお、登録された方が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。